

## 第1回平塚市景観審議会

- 1 日 時 平成22年3月18日(木) 午後3時～午後5時45分
- 2 場 所 平塚市役所 東附属庁舎2階 B会議室
- 3 出席委員 5名  
磯崎初仁、中井祐、西村幸夫、水沼淑子、宮川理香
- 4 欠席委員 0名
- 5 平塚市出席者  
まちづくり政策部長 久永逸雄  
まちづくり政策課  
課長 小山田良弘  
都市景観担当  
主管 鈴木敏男  
主任 高野達郎  
主任 菊池智子  
都市計画担当  
課長代理 小野間孝  
建築指導課  
課長代理 井上徹  
まちづくり事業部長 井上誠  
建築住宅課  
課長 石井浩三  
営繕担当  
課長代理 久保谷忍  
主査 小越充  
総務部長 高田謙治  
庁舎建設室  
室長 難波修三  
主査 小澤和則  
国土交通省関東地方整備局  
営繕部整備課  
営繕設計審査官 高橋淳  
国土交通技官 岡田雄治
- 6 会議の成立 平塚市景観規則第45条第1項により、委員の過半数の出席により会議は成立していることを報告。
- 7 傍聴者 なし

8 あいさつ

9 委嘱状交付

10 委員等の紹介

11 平塚市景観審議会 設置趣旨説明

12 議事

(1) 会長選出

(2) 報告事項

平塚市景観計画、平塚市景観条例施行後の取組みについて

(3) 審議事項

議案第1号 平塚市庁舎・国庁舎一体的整備について

[審議会開会 午後3時00分]

(会長)

それでは、今日は全員お揃いですので、定足数に達しておりますので、第1回平塚市景観審議会を開催したいと思います。この会議は平塚市の情報公開条例に基づき、公開での審議となりますのでよろしくお願いいたします。ただし、今日は傍聴の方はいません。はじめに本日の審議会の議事録署名人を私と、名簿順に、磯崎先生にお願いしたいと思います。それでは、会議資料の確認を事務局からお願いしたいと思います。

(事務局)

それでは、事務局から会議資料の確認をさせていただきます。まず、委員の皆様へ事前送付しました資料の確認をします。一つ目に第1回景観審議会次第がございます。二つ目に平塚市景観審議会委員名簿がございます。三つ目に、ここからA3のものになりますが、平塚市庁舎・国庁舎一体的整備（設計説明書）がございます。四つ目に景観シミュレーション（39.2m）という1枚紙の資料がございます。事前送付資料といたしましては最後に平塚市庁舎・国庁舎一体的整備（図面）と書いてあるものがございます。つづきまして、当日資料といたしまして、一つ目に「平塚市景観計画・平塚市景観条例施行後の取組みについて」というパワーポイントの小さめの資料がございます。二つ目に平塚市景観条例と平塚市景観規則をご用意しております。最後に平塚市景観計画・景観条例の概要版、カラーのものをご用意しております。以上が本日の会議資料です。事前送付資料を本日お持ちでない方、また不足する資料がある方は、事務局へお声掛けください。

(会長)

以上でよろしいでしょうか。それでは議事に入ります。報告事項、平塚市景観計画・平塚市景観条例施行後の取組みについて、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

はい、それでは、私から説明をさせていただきます。景観計画・景観条例施行後の取組

みでございますが、本市では平成17年の1月に景観行政団体となり、様々な検討を進めてきました。昨年4月1日から景観計画と景観条例を施行し、現在、約1年が過ぎようとしているところでございます。今日は、委員の皆様により市の景観行政につきまして、この1年間にどのような取組みをしてきたかを、ご説明させていただき、今後の景観行政へのご助言等をいただければ幸いに存じますのでよろしくお願いいたします。

それではお手元のパワーポイントの資料、並びにスクリーンの方をご覧になりながら、説明を聞いていただきたいと思います。まず、今日は、初回ということもございますので、本市の景観計画の特色を説明させていただきたいと思います。

景観計画は、平成20年12月19日に公示をいたしまして、21年の4月1日に施行しました。計画の目的は、平塚らしい景観づくりを総合的かつ計画的に進めていくための目標や方針、推進方策などを明らかにし、市民・事業者・行政が、協働により良好な景観づくりを実現することとなっております。計画の位置づけにつきましては、平塚市総合計画に即すとともに、都市マスタープランや、緑の基本計画等と整合する計画となっております。次に景観計画区域でございますが、市全域を景観法に基づく景観計画区域として定めております。続きまして景観形成基準でございます。定量的な共通基準といたしまして、色彩の「彩度」に関する基準を設けています。なお「色相」、「明度」に関する基準値は設定してございません。景観形成基準を使用した取組みといたしましては、長期優良住宅への景観形成基準の適用がございます。本市では、昨年6月4日より長期優良住宅建築等計画の認定制度を開始しましたが、景観形成基準の色彩基準を、認定の際の条件の一つとしてございます。

続きまして、届出の手続きの流れをご説明いたします。事前協議書の提出が行われる際に、必要に応じて景観アドバイザーの助言をいただく仕組みとなっております。今年度は、景観審議会委員でもいらっしゃいます宮川先生に色彩の相談を4件行っております。事前協議が終わると、行為の届出が行われ、届出された行為について適合審査を行い、勸

告や変更命令など法に基づく処分を行う場合は、必要に応じて景観審議会の意見を聞くことができることとしてございます。平成20年度までの要綱による行政指導から、景観法の届出へ移行したことによりまして、色彩の彩度基準につきましては、たとえば全面を原色に近い色彩としていた建築物の計画を事前に変更していただくなど、一定の効果をあげているということもございます。

続きまして、届出の事例を一件ご紹介させていただきます。こちらの立面図ですが、今年度平塚市内で計画された商業施設のもので、この立面の5分の1程度に対し原色に近い赤を使用している案です。これは、平塚市が市全域にかけた景観形成基準には、(見付面積の)5分の1以内ということで合致しておりますが、本市では、「景観アドバイザー」制度を活用させていただきまして、色彩計画の提案を事業者に行っております。こちらがアドバイザー制度を利用して、市が提案した色彩計画です。コーポレートカラーを認めつつも、洗練されたイメージを持たせ、まちなみにも調和するものとして、事業者側に提案をしたところでございます。

続きまして、色彩のパンフレットについてでございます。今後は、デザイン面や、色彩の色相・明度の工夫などにおいても重点をおいた指導を進めていく必要があると感じていまして、現在、色彩基準については、良好な景観づくりを意識した色彩計画を促進するために、色の基礎知識ですとか、色彩計画の手法などを紹介したパンフレットを作成していて、今年度中にできあがる予定でございます。

続きまして、景観重点区域でございます。この区域では、地域住民に対する景観づくりの普及啓発を進めまして、地域独自の法定景観計画の策定ですとか、景観協定の締結など、地域にふさわしい景観づくりの方法を検討および誘導していくこととしてございます。三地区ほどございまして、都市のシンボル軸、歴史軸、海へのシンボル軸でございます。この景観重点区域では、全ての建築行為等を届出の対象と定めておりまして、全ての行為について、きめ細かなチェックをしている点では、一定の効果を発揮しているとは言えます

が、届出制度を通じ、この区域の特性をどのように創出していくのかが、今後の課題と考えてございます。

続きまして、景観重点区域における市民協働のまちづくり活動についてでございます。まず、都市軸に位置します大門通りの取組みについてご紹介をさせていただきます。この区域は、市役所の南側にごさいます、平塚八幡宮がありまして、その平塚八幡宮の表参道となつてございまして、神社と参道が現在は、国道1号で分断されていることもあり、歴史の面影があまり感じられないような景観となつております。市では、駅前参道修景促進事業と位置付け、区域の再生に着手をしております。まず、第一歩といたしまして、景観形成の担い手であるエリア内の市民の意識向上を図ることを目的に事業の支援をしているという状況でございます。こちらの写真が昨年9月に行われたものなのですが、地元商店会の若い方を中心といたしまして、大門ゆずり葉の会というものを組織し、平塚八幡宮のぼんぼり祭りが9月に行われるのですが、それと同日に、大門通りに手作りのぼんぼりを設置し、縁日を行ったということでございます。こういった活動をきっかけに、通りに面している商店会側と、自治会あるいは平塚八幡宮との関係が少しずつ形成されてきているという状況でございます。現在は、地域のまちづくりに関する合意形成を図ることができるような、協議会の立ち上げを目指して、検討を行っている段階でございます。

次に歴史軸の取組みについて、ここでは、平塚宿まちなみ景観協議会という地元の協議会が組織されてございまして、その取組みについてご紹介をさせていただきます。この団体は、平成8年度から市が支援している団体でございまして、今年度の主な活動といたしましては、神奈川県のご構想に基づく「湘南邸園文化祭」という、これは平塚だけではなく、近隣市にまたがって行われている文化祭ですが、崇善公民館をライトアップしたり、あるいは、崇善公民館の中でマリンバコンサートを行ったりしてございまして。また、東海道の宿場祭りなどにも協議会として参加をしております。このような事業への参加を通じ、地域に残された貴重な歴史的建造物の保存・活用に、積極的に取り組んでいる事例でござ

います。

続きまして、市が主催するアクションプランといたしまして、景観形成に関する情報の提供、勉強会の開催などを行います「まちづくり支援事業」についてご紹介させていただきます。例といたしましては、人材育成をするための事業と連携した講座といたしまして、まちづくりy2（わいわい）塾を実施しております。この写真は「庭からひろがるまちづくり」と題して行われた講座のもので、座学と、市役所の南側に花壇を作っていただいたというものでございます。今年の3月末には、テーマを、「あなたがつくるまちの色」と題しまして、カラーコーディネート基礎を学んでもらう講座を予定してございます。

最後になりますが、景観づくりを推進するための横断的な体制づくりにつきまして、今年度の状況をご説明させていただきます。現在、公共事業の景観形成ガイドラインを作成中で、道路の関係部局、公園の関係部局、あるいは産業経済の関係部局の職員参加のもとに、横断的な組織といたしましてワーキングチームを設置し、策定しております。そこで種々検討を進めているところでございます。今後とも市が行う事業については、景観への配慮を十分に図る必要があるということから、それぞれの事業を担当する部局の職員と連携あるいは意見交換をさらに図っていき、意識啓発を図っていくように取り組んでいきたいと考えています。この写真は、景観計画上のアクションプランとして、私共まちづくり政策課以外の課が主催するもので、今後もこのような取組みをどんどん増やしていきたいと考えております。写真は本年度の事例を1つでございますが、景観要素シートに基づきまして、遊休農地にレンゲソウの植栽を行ったというものでございます。このような取組みの発意は、全庁職員への意識啓発が不可欠と思っておりますので、先ほど申しましたように、担当職員への研修等の開催を、来年度は行っていきたいということでございます。以上が、今年度、景観計画、景観条例施行後の、取組みの内容でございます。

(会長)

ありがとうございました。なにか質問やコメントがありましたら、お願いいたします。

それでは、私の方から。随分、あっさりした説明でしたけれども、例えば、今までもこれだけではなく、高さを規制する高度地区をやっておられたり、また、まちづくり条例でいろいろな届出の制度がかなり細かく運用されておられたりします。それとの関係で、景観計画と景観条例がどうなっているのか、説明していただけますか。

(事務局)

高度地区ですが、一昨年(2011年)の9月30日に平塚市の市街化区域全域にかけまして、商業系と工業系の地域については少し高めとした31メートル、それと大きく分けると住居系については15メートルを基本としております。細かくは4種類に分けておりますが、大きくはそういったものとなっております。特に平成10年以降に高い建物のマンションが多く駅の周辺に進出するようになり、そういったことから色々と紛争に発展した例もございまして、日照の問題ですとか或いは風の問題ですとか、電波の問題等ございました。それと同時に景観的な問題というのもクローズアップされてくるようになり、そこで、私共として、まず都市計画的に何ができるかということを検討し、一つの案として、この高度地区をまず取り入れたということでございます。駅から南側の住宅地は昭和62年に高度地区をかけておりまして、高さ制限15mとしておりましたので、比較的、低層の、低中層と申しますか、そのような住宅街が広がっているのですが、そうではないところについては、ところどころ背の高い建物が建つような状況となっていました。一昨年(2011年)の9月30日にこの高度地区を施行して以来、特にそういった大きな問題というのは出ていないという状況になってございます。併せて、一昨年(2011年)の7月1日にまちづくり条例を施行してございます。まちづくり条例の中で、大きな開発事業から、身近なというか、小さな開発事業まで、いろいろな手続きを定めておりまして、その手続きの中で、先ほど申しました、景観条例に基づく手続き、届出の手続きがありますが、その届出の手続きとリンクさせ、審査をしているという状況でございます。

(会長)

これだけではなく、いろいろなプログラムが並行して動いていて、ほぼ同じような時期に議論をしていた訳です。ですから、景観計画だけが単独であるわけではなく、届出の仕組みも、ある規模に応じていろいろな形での周辺への説明をしたりして、その中にこの話もプログラムとしては、かかってくるわけです。

(会長)

何かここまでのところでありますか。

それでは、私から。例えば、平塚には、駅前のマンションがかなり高いものがあると思うので、この高さを超えているものがあります。こういうものはどういう扱いで、今後は高度制限を超える建物は建たないのでしょうか。

(事務局)

このパンフレット（平塚市高度地区のパンフレット）の裏面4ページ目になりますが、高さの緩和規定というのがございまして、たとえば、駅の近くに、今、70mを超えるようなものが建ってございます。今後につきましては、ある程度大きな敷地、たとえば1万㎡以上ですと緩和することができるとか、或いは、総合設計制度を使えば緩和することができるというようになっております。例を申し上げますと、（平塚市高度地区のパンフレット上で）ピンク色になっております、第4種高度地区で駅前の商業地域ですと、一番下にありますが、商業500%以上の容積、および明石町地区ですと対象敷地面積が500㎡以上の敷地面積で、総合設計制度を使えば、ワンランク上、ここでは31mを45mまで緩和することができるというような規定をしております。既存の施設、現在ある施設、現在あるマンションの建て替えについては、今の高さまでは認めるといった規定になっております。それは、今のページ（平塚市高度地区のパンフレット）の、下から二つ目のところ、高さ制限の適用除外というところに書いてございますが、高度地区の指定により高さ制限を超えることとなる建物、既存不適格建築物について、高さ制限の範囲内の増築を行う場合ということで、今まであったものについては、その範囲内で認めるという内容で

ございます。さらにもう一点、もう少し面的に、都市計画法による地区計画で高さについて別に指定した場合には、そちらに従うという規定になってございます。

(会長)

はい。そういうことが今行われているということです。

(委員)

確認でございますが、今お話があった、重点区域の設定、3つあるとのことだったのですが、これ以外に今後重点区域を広げていく、新規に指定していくという考え方はあるのかどうか、特に平塚ですと海岸部であるとか、河川、相模川の沿線、あるいは金目川、河川の沿線、それから田園景観、農地が北部地域に広がっているかと思うのです。実は私は、他の研究会、調整区域の土地利用の研究会を並行してやっております、そちらでは調整区域の中の田園景観も非常に重要になってきているので、そちらでは、高い建築物ではないのですが、道路の沿線中心にいろいろな商業施設であるとか、資材置き場とか、そういうものが出て、優れた景観を脅かしている面もあるのではないのか、こんな議論があったものですから、自然系あるいは農業用地などの空間における景観をよりきめ細かく指導規制していくような、そういうことを今後考えているのかどうか。今までの検討の状況で結構です。

(事務局)

はい。先ほど説明しましたとおり、三地区が景観重点区域になってございますが、この三地区というのは、平成3年に都市景観基本計画というのを作りまして、平成5年に要綱を作ったのですが、そのころから、ずっとこの三地区について重点的に進めようということになっているのですが、現在のところ、先ほど例に申し上げましたような活動、歴史軸ではかなり長くやっているのですが、他については、南側は特にまだそんなに大きな活動として発展していませんので、もう少し駅の顔として、北口と南口の部分を中心に、今後は重点的にまずやっていきたい、力を入れていきたいと思っています。いま、委員が言わ

れました、河川の関係、水田の関係については、景観要素シートというものがございまして、都市河川ですとか、あるいは大きな河川の景観をどうしよう、田園の景観をどうしよう、といったことについて検討するための資料として景観要素シートがございます。それぞれ、個別の取組みで、各課によってアクションプランをして景観づくりを進めていこうということを考えてございまして、今はまずは三地区を重点的にやっていきたいということでございます。

(会長)

そのことは、将来にわたって三地区以外のものがないという訳ではないということですか。

(事務局)

そう言う訳ではございません。今現在はそこまではまだ至っていないところでございます。

(委員)

はい、とりあえずわかりましたが、景観については一度失われるとなかなか取り戻すのが難しいです。建築物についても高い建物を撤去しろという訳にはいきませんので、早目早目の対応が必要かなと思います。われわれ審議会の進行目的・役割でもあるのかと思いますが、そういう風に感想を持ちました。

(委員)

特に北側でわりあい富士山がよく見えるところが広範に広がっています。そういうところは重要な景観だと思います。駅の周りは、変化がありそうだから守るということもありますが、あまりそうでなくても予め規制をかけておくということもあり得ると思います。予防的に。

(会長)

他に何か。

(まちづくり事業部)

水辺、河川とか、調整区域等の田園の景観のお話がありましたが、私どもの部では、緑の基本計画というものをここで策定をさせていただきました。これは、景観と違って規制をかけるようなものではございませんが、現在ある平塚の水辺、あるいは緑、田園風景、これを活かした形の中で市民と一体となった行政的な施策を作っていきますということで、緑の基本計画というものを作っておりますので、直接的な規制ではありませんが、一つの方向性として、ご参考にしていただければと思います。

(委員)

具体的にはどういったことを考えておられるのでしょうか。

(まちづくり事業部)

いわゆる自然を活かした水辺等の整備です。それから調整区域の田園については、先程ご紹介がありましたが、アクションプランとの連携の中で、遊休農地の景観的な活用とか、そういったものをリンクさせながら、緑の基本計画の中に位置付けておまして、先ほど来言っております規制ではなく、そういう自然を活かして整備をしていこうという形、或いは市民の協力を得ながら、整備というよりはいろいろな活動を促進していこうという形の中での計画となっております。

(会長)

他に何かありますでしょうか。

(委員)

市以外が事業主体で、この平塚市内で行われる計画とか構想、大規模なインフラ整備で、高速道路とか、国道のバイパスとか鉄道の高架とかが代表例かと思うのですが、そういった事業主体による大規模開発もしくは土木系プロジェクトっていうのは考える必要はないということでしょうか。

(事務局)

はい、今のお話の中で二点ほど。新湘南バイパスが都市計画決定をされており、現在はまだなかなか進んでいないのですが、茅ヶ崎まで藤沢の方から高架でできておりまして、相模川を渡る手前で今、下におりています。それで国道134号、海側の海岸沿いの道路なのですが、そこに合流し、平塚市内は平面で、そこから大磯に行きますとまた高架なっています。将来的には全部高架でつながるとというのが都市計画決定で、国土交通省はそのように進めていきたいとのこと。平成32年を完成の目途として行っておりますが、実際的にはなかなか進まないという状況でございます。それについては景観的な配慮が必要だと私共は認識しております。あともう一点は、昭和63年に都市計画決定をする時に、大分いろいろな意見をいただいております。松林の景観をどうするのか、海岸の景観をどうするのかということもございますので、そういった点につきましては、十分に議論をする必要があると認識してございます。今はまだ実現化の段階ではないのですが、その段階におきまして、早目の議論を重ねていきたいと考えております。具体的な話としてさせていただきます。

(会長)

今の話は高架で都市計画決定をしているということですね。

(事務局)

しております。

(会長)

当面は平塚のところは高架にしないのですね。

(事務局)

高架にしないで、134号を、暫定の四車線化でまずは通そうという流れで、今は整備を進めています。

(会長)

その後どうするのかというのはまだ決まってないのですか。

(事務局)

まだ今の段階では決まっておられません。

(会長)

次の段階で議論するということですね。

(事務局)

都市計画決定をされているというのは事実です。

(委員)

しかし、実際に高架ができるとダメージは相当なものがあります。それに対して特に景観計画の中では（施策で）やろうとは、考えていないのですか。例えば、あらかじめ景観重要公共施設に指定するなど。でも、あれは出来上がっているものでないと指定できないのですよね。

(事務局)

今あるものを守っていくというものです。

(委員)

ちなみに、今、海岸は風致地区と、この資料ではなっていますが、景観地区に移行することは考えていないのですか。そのまま残るのでしょうか。

(事務局)

風致地区はそのまま残ります。

(会長)

残ります。美観地区は残りません。

(委員)

ちょっと気になります。

(事務局)

委員がおっしゃったのは、いまある国道134号の平面で両側にある松林がある景観を

そのまま残すような検討をというものでしょうか。

(委員)

私は事情がわからないので、よくわかりませんが、逗子からずっとこちらに来ると、松林の風景が残っているのはかろうじてあの区間だけです。大磯の方に行くと高架になりますし、鎌倉の方に行きますと、ロードサイドの、拙いと言ってしまうかもしれませんが、あまり鎌倉らしくないですから、もともとの昔あったリゾート道路、人工的に作っているとはいえ、あの頃の記憶が何とか残っているのは平塚のこの区間だけなんじゃないでしょうか。なので、あそこが高架になるというのは平塚だけではなく湘南エリアとして、どういうダメージがあるかというのは一つ重要な視点かなという気はします。

(会長)

一度、今すぐという訳ではありませんが、将来のある時点で議論しましょう。

(会長)

あともう一つ、新幹線の新駅ができるとか、それに伴って駅前に大きな開発工事があるという話がありますが、あれはどんな感じですか。

(事務局)

はい。ツインシティ構想と申しまして、相模川の左岸側、寒川町の方に新幹線の新駅ができて、その新駅から相模川を橋で渡って、平塚側に双子の都市ツインシティができるというもので、現在は殆どが水田地帯になっております。面積的には約70ヘクタール弱でございます。そこに都市拠点と申しますか、産業の集積、あとは都市機能の集積を考えておまして、住宅と一部混合するような土地利用を図っていきたいなと思っております。そこはまだ先ほど高度地区の話をしてきましたが、高度地区の制限の中に入ってございません。現在市街化調整区域です。それは市街化区域に編入する段階で、用途地域の問題とか、あるいは地区計画の問題を様々議論していきますので、またそういった機会に意見交換をさせていただければと思っております。

(会長)

それはまだ構想段階だから、実現化のための動きがあるわけではないということですね。構想だからなくなるかもしれないし。

(まちづくり事業部)

だいぶ話が、現実には、進んでございます。基本的には区画整理事業で面整備をするという形で動いておりまして、平成23年度に都市計画決定をしていきたい。それと区画整理の事業認可、ということで実際は動いております。ですから、この構想が消えてしまうということはなかなか可能性としてはないかと思えます。

(会長)

駅は、本当に、できるのですか。

(まちづくり事業部)

駅自体は、なんとも言えない話です。

(会長)

駅ができなくて、区画整理だけ進むということもありうるわけでしょうか。

(まちづくり事業部)

卵が先か、鶏が先かという議論が昔からありまして、JRはそれにつながる面整備ができて、駅利用のものに耐えられるような周辺状況であれば造りましょうという言い方をしています。それで、特に、駅は寒川側にできるのですが、寒川は逆に、駅ができれば街の整備をしましょうと話をしています。それで、これが、なかなか卵が先か、鶏が先かということで、平塚も同じような形で面整備ということで条件付けられていまして、条件と申しますか、県がつくったツインシティ構想の中に入っておりまして、平塚は直接駅ができる場所ではないので、そこはもちろん寒川側と橋を架けてつなぐということになってございますけれども、面整備をするというお約束の中で、現在、区画整理事業で、近い将来都市計画決定をしていきたいということで進めてございます。

(会長)

これは、景観的には非常に大きな問題、課題となりますのでどこかでなんとかしなければいけません。

(まちづくり事業部)

先程言われた富士山の景観というものについては、平塚でも良い場所だと思いますので、その辺で今後はかなりの議論があるかと思います。

(会長)

はい。この問題に関してはまたこれから色々と議論していく中で、細かいところまで入っていかなければならないと思いますので、今日は全体の大枠を説明していただいたというところでいいでしょうか。

(会長)

ひとつ、今日は審議事項がありまして、「平塚市庁舎・国庁舎一体的整備事業」について、平塚市長から当審議会に意見聴取をもとめられているということでもあります。

(事務局)

それではまず、わたくしの方から、庁舎の建設に対します、この審議会に意見聴取をするという趣旨について説明をさせていただきます。議案第一号の「平塚市庁舎・国庁舎一体的整備」についてでございます。現在、本市では、市庁舎が、ご覧のとおり、築44年が経過しまして、老朽化、あるいは、分散化して、市民サービスの低下あるいは、耐震性など、多くの問題を抱えているということがございまして、国の庁舎との一体的な新庁舎を計画しているというところでございます。

平成20年10月に基本構想を策定いたしまして、本年1月には、基本設計が完成したということで、現在は実施設計を行っているところでございます。新庁舎は本市にとって単なる一建造物ではなく、平塚市のシンボリック建造物と認識してございます。これまでの基本構想、あるいは基本設計におきまして、新庁舎の機能面や環境面の他、景観

面についても検討を重ねたというところではありますが、更に現在、進めている実施設計におきまして、どのような景観的配慮をすべきか、ということ、それぞれご専門的な見地からご意見をいただきたいということでございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。それでは、実際にこの設計に携わっております、庁舎建設室から説明を行います。

(庁舎建設室)

はい。それでは「平塚市庁舎・国庁舎一体的整備」のご説明をさせていただきます。今回の市庁舎は国の合同庁舎と一緒に建てる計画であり、今日も出席していただきます国土交通省関東地方整備局営繕部整備課との共同作業で進めているところです。設計者を選定する際にプロポーザルをよく行うわけですが、通常、各市町村でプロポーザルを行う場合には、内容的にはコンペに近い状態で、作品が概ね出来ている状態で、そこに市の執務室をどう当てはめようかというものが多いかと思います。今回は、設計に入る段階では、平成19年度に市民や議会など色々な関係団体の方々に集まっていたいて、新しい市庁舎の考え方の基となる本構想をつくり、これがひとつあるだけで、設計に入っています。平成20年度の後半から平成21年度にかけて一つ一つ積み上げて設計を行ってきているという状況です。今、事務局から説明のありましたように、実施設計の中でもまた、変わって動いていくという部分が十分ある中で、ボリュームですとか、配置などの部分は基本設計の中でまとめさせていただいておりますので、ここから先の部分は、またこれから変わっていくことにもなりますので、今日はお手元にご用意させていただきました、設計の図面からご説明させていただきます、これで、一体的整備の計画がどういうところにあるのかという部分を説明させていただきたいと思ひます。図面の表紙をめくっていただきますと、配置図がございます。配置図を使いまして、今回の建築の概要をご説明させていただきます。

まず、市庁舎ですが、競輪場ですとか病院事務局といった外にあることがサービス上

良いというものを除いて、全ての部署が入居するというプランになっております。国庁舎には、税務署が入居いたします。現在の本庁舎は消防庁舎と一棟となっております、消防庁舎を含めた一体的整備となっているのですが、今回の一体的整備におきましては、消防庁舎を分割いたしまして、計画通知を出していくというように考えております。また、敷地の南東の角、市役所前交差点と申しますが、ここにつきましても改良を施す計画です。また、敷地の西側の市道、「浅間町10号線」も拡幅をしていき、建築工事と併せて、整理していきたいと思っております。完成いたしますと、敷地の周囲につきましては、歩道状公開空地を設けまして、歩行空間を確保し、後ほどご説明いたしますが、どこから敷地内に入れる計画を考えております。

敷地建物の概要といたしましては、敷地に対しましては、約16,500㎡程となります。また建物の計画は、前面のところ、北側にあります庁舎棟、それから駐車場棟の2棟建てで考えております。模型もございまして、模型に見えている部分が庁舎棟となります。庁舎の北側、会長の席側にペデストリアンデッキがあるのですが、これが駐車場棟になります。駐車場棟は主に、地下1階にあります。そういった形で別れております。庁舎棟は地上8階、地下2階、延べ床面積約30,500㎡となっております。高さとして、39.2メートルでございます。駐車場棟は、地上1階、これはペデストリアンデッキでございます。それから地下1階は約135台入る駐車場です。地上部の平面と併せて約193台の駐車場を考えております。延べ床面積としましては約6,000㎡ほどを考えております。建ぺい率は約55パーセント、容積率は約190パーセントという状況でございます。あと、駐車場の出入口は、大規模開発に該当することもございまして、量販店と同じ形式となります。県警協議も行っているところではございますが、左折イン、左折アウトとこれを原則といたしまして、西側の出入口は左折イン、左折アウトさせています。東側は出口専用で設けて行きたいと考えております。

引き続きまして2ページをご覧いただきたいと思っております。地下2階の平面図がござい

ます。今回、現在の庁舎を使いながら建替えていくということでございますので、一期、二期の二期工事で建てていきたいと考えております。赤い線で示させていただいている部分が、一期工事の範囲を示させていただいています。地下2階の部分については主に、機械室関係がございしますが、電気系統を除いた空調機械室ですが、一期目の工事が完成した時に全て機能するように配慮している状況でございます。

続きまして3ページをご覧ください。地下1階の図面になります。先程申し上げました駐車場棟が、地下1階でございます。車路自体は一方向で安全性も確保しながらということでございます。中央にエレベーターがございまして、地上と2階部分、デッキ部分にエレベーターが上がる事が出来ます。

続きまして4ページ、1階平面図でございます。1階につきましては、中央にパッセージという、通り抜けの空間があり、その東西両側にサブの通路、三本の南北の通り抜けの通路を用意しています。それぞれ出入口がありますので、この建物には六箇所から出入りが出来るようになっております。一階の部分は、市民の利用が多い市民課や保険年金課、または福祉の関係などを配置する計画です。1階は市が主に配置させていただいているということでございます。向かって下手、南側の部分に多目的スペースというのがございます。多目的スペースにつきましては、国と市の共有部分になります。市は今も本庁舎の1階に市民活動であったり展示であったり、そういった色々な使い方をしていますが、税務署が入ってくるということになりますと、確定申告などの会場にもなります。ここの多目的スペースというのは、1、2階吹き抜けの空間となっております。南からの光を取り込むと同時に内から外、外から内が見通せるということで、内外の一体性を感じられるようにしています。そういうことによって、南側八幡宮の公園の緑、こういったものとのつながりを考えています。中央パッセージというのは、1階から3階まで吹き抜けの状態になってございます。中央の吹き抜けについては最上階までいっている、市と国の供用スペースということになります。また、多目的スペースの南

側、下側の部分に、外部になるのですがピロティが、7.5mほど用意しているのですが、ちょうど縁側みたいな状況になります。多目的スペースと合わせて、八幡山公園につながる居心地のよい空間を検討しているところでございます。1階につきましては大半が、二期工事で行うこととなりますので、ここに配置されている各部門は一期工事が終わりましたら、いったん、1階もしくは4階から上の高層部に仮入居して、全体が出来上がったら、ここに配置していくということで考えております。

続きまして、5ページをご覧くださいと思います。2階平面図となります。同じくパッセージを挟みまして、左手西側に税務署のワンストップ対応の窓口が入っております。それから右手、東側に、市の税務部門を配置しております。この辺は、国と市の一体的整備、その利便性向上をめざしたものであるところでございます。また、2階につきましては、駐車場の上部、1階部分になります屋上広場、デッキ状態のものを東、西に整備してございますから、東側の中央、東側、南側から入る計画となっております。特に東側のところからアプローチできるので、食堂ですとか売店に外から入れる計画となっております。1階と同じように、一期工事の範囲が示されていますが、ここにつきましては税務署、それから市は、すべて二期工事が終わってからの入居となります。それから、税務部門につきましては高層部に仮入居しまして、全体が出来あがったら配置するという計画です。

続きまして6ページ、3階平面図です。同じく中央パッセージを挟んで、左手に税務署が入ります。今度、右手の部分ですが、消防本部と防災危機管理部でございますが、ここには災害対策本部も配置しております。消防が入るということで、24時間勤務体制の消防も入ってまいります。この入居というのは、基本構想を後でご説明いたしますが、市民の安心安全暮らしを支える拠点としての庁舎といったところでも特徴的な庁舎となるのではないかと思います。この入居時期につきましても二期工事完了後を予定しております。

続きまして図面の7番、4階平面図です。4階から上が高層部となっておりますので、一期工事で完成するという計画になります。4階から上は、市の執務室となっております。基準階は4階から7階までです。図面の番号のNO. 9のところ、6階平面図で基準階の説明をさせていただきたいと思います。建物の中心に階段、トイレ、機械室、といったものを配置するセンターコア方式をとっております。センターコアの南北に執務室を配置いたしまして、東西に長い配置でございます。Y方向のスパンを14.4メートルほどとばして、細長い空間を確保することで、将来の機構改革等に合わせて対応が出来るようにしているところでございます。また、執務空間の奥行きですが、カウンターから窓面まで、だいたい12メートルを考えております。これは、カウンターのところにおいても、外部、外を感じられるよう、光を近く、明るさを取れる限界の奥行きと考えております。また、例えばこの6階平面図でございますが、土木部が入ってございまして、低層階の窓口関係が仮入居する関係がありますので、現在、本庁舎以外に出ている部署は、二期工事が完了してから入る計画です。その間は、税務部門であったり、一階の窓口部門であったりが仮に入居する、といったことを想定しています。

続きまして、NO. 11、8階の、最上階の図面をご覧いただきたいと思います。議場の関係と、電気室（の平面図）になります。中央から左手、西側に階高の高い室を集めてございます。そうすることによって、少しでも高さの高いところの、上から見た面積を少なくしているというところで、後ほど見え具合についてご説明いたしますが、西側のところに集めている計画でございます。図面NO. 14の立面関係は、後でご説明させていただきます。

図面NO. 17をご覧ください。東西の断面です。東西の断面で電気室の上部が出ているのですが、電気室は議場ほど階高がないということがございますので、電気室の屋上部分が設備機械置場となりますが、屋外機器の周りをルーバーで囲うのですが、議場の屋根と同じ仕上げでまわしていくということで、外から見た感じは一体的に見えるよ

うな意匠を考えております。

最後に図面 NO. 18をご覧ください。南北の断面でございますが、中央に吹き抜けがございます。パッセージから伸びていまして、こちらが煙突効果、エコボイドということで、自然の空気なども考えながら中央管理、冷房を入れる必要のない時も自然換気、こういった形式を取り入れることも考えています。あと、4階から上にコミュニティラウンジ、リフレッシュコーナーといった市民との協働や、市民と一緒に作業するといった、打合せするスペースも各階がございます。リフレッシュコーナーとコミュニティラウンジを交互にして、二層づつ、吹き抜けをつくり、開放感を持てるような形で、計画しているところでございます。図面の説明は以上でございます。

引き続き、設計説明書の方をご覧ください。まず1ページをご覧くださいますと、左手、基本理念とありまして、これは、先程お話したように、基本構想を策定してございますが、そこからの提案をいただいて、設計に反映させてるということで考えています。現庁舎、色々な課題を持ってございます。こういった課題の解消に向けて、また、市民意見を踏まえて、より良い市民サービスの提供と効率的な行政運営をめざして新庁舎の基本的な考え方ということで、新庁舎の建設は「参加」と「協働」による自治基本のための拠点となる基本理念を定めまして、四つの基本方針を定め、これに基づいて、いろいろ設計方針を整理しているところでございます。右手、市庁舎と国庁舎の一体的整備についてでございます。国庁舎との一体的整備というのは、非常に、今回の庁舎の大きな特徴となっております。入居する官署、当初は税務署、ハローワーク、労働基準監督署の3官署で検討してきたのですが、最終的には税務署ということになって、基本設計をまとめています。今回の建設にあたりまして、国交省との共同作業を進めてきたということになります。一体的整備のイメージといたしましては、先ほど図面でご説明しているのですが、パッセージという供用部分をとおしまして、執務室を両側にして、市民の方も自由に利用できるけれども、職員もコミュニケーションを図ることができる、

そういった平面計画になってございます。

続きまして2ページをご覧ください。設計主旨のところ、いくつかある中で、第一は左手、①の「みどり豊かな周辺環境に調和した「公園のような庁舎」というのがあるかと思いますが、これにつきましては基本方針の「市民に開かれ親しまれる庁舎」、または二番目で「人と地球環境にやさしい庁舎」を受けまして、コンセプトとしています。このコンセプトを具現化するにあたって、今度、右手の①番「周辺環境との調和」、②番「市民に開かれた空間」を使いまして、建築計画に反映させていただいています。具体的にはまた、もう少し先のところでご説明いたします。

続きまして3ページをご覧ください。新庁舎の敷地の周辺も含めた状況の整理で、平塚市は戦前、海軍火薬廠があった関係で、火薬廠自体がちょうど八幡宮の裏、市役所の敷地のところまで有りまして、ちょうど、一番端のところでございます。戦後、周辺は工場が多く立地しているのですが、払い下げによって工場が立地してきたという関係がございます。または、官署、市または県に払い下げしてきたというような関係がございます。ちょうど向かって右側「東京ガスライフパル」という、こちらも工業地域です。西側の部分です。「東京電力」とか「平塚市役所新館」、上の方について「美術館」、「平塚警察署」あたりこの辺も工業地域です。下の方、「福社会館」「中央公民館」、平塚八幡宮の左手、右手、この辺は近隣商業地域となります。工業地域と近隣商業地域に挟まれるように、第一種住居地域というのがこの敷地の状況です。そんなところがありまして、先ほどご説明したとおり、市の施設、文化施設であったり教育施設であったり、国、県の施設が集積しているというようなところがございます。それを、写真でご説明させていただきます。まず、①のところですが、市役所交差点から北を見てございます。駅前通り線を見て、後ろに見えるのがURの賃貸住宅でございます。それから右手、②、後谷八幡裏線、こちらは市役所の南側の通りになります。今回の交差点改良するところですが、昭和39年に現在の庁舎を建てたのですが、その時にくすの木を植えて、それ

がこれだけ緑豊かなところに成長してきたわけです。左手八幡山公園と合わせて見ると非常に環境の良いところとなっています。それから、③、平塚市美術館。これはエントランスに、東から見たところとなります。それから、右手、④番、平塚市図書館です。この中央がピロティで抜けているのですが、今回の庁舎の設計のパッセージに、内外の差はあるのですけれども、なるべく似ているような計画ということで、こういったものを参考にしながら中央のパッセージを計画しています。それから左手、一番下、⑤、平塚八幡宮からの写真です。一の鳥居のところからの写真です。これから、後でご説明いたしますが、ここまできると庁舎は見えないのですが、だんだん駅の方に近付いて行くと見えるようになります。最後に⑥番が文化公園の写真となっております。

続きまして4ページをご覧ください。こういった公共施設ゾーン、都市計画の位置づけで、どのような位置づけになされているのかということですが、都市マスタープランがございまして、スポーツ・レクリエーションの機能であります「平塚市総合公園」があります。また、先ほど会長からお話がありましたように「見附台周辺地区」が音楽と芸術の機能となります。市の公共施設ゾーンということで3つのトライアングルで「ひらつかの顔づくり」という位置づけがなされているということですが、今度、右手、「景観重点区域」につきましては先ほどご説明がございましたように、景観重点区域のいろいろがあるわけですが、ちょうど、今回の税務署が入居するわけで、現在、税務署のあるところが「海へのシンボル軸」というようなところであります。ここに（資料をさして）引き込み線が有るわけですが、ここの引き込み線のあたりに、税務署があります。そこから、現在の新庁舎の敷地に税務署が移る計画です。

続きまして5ページをご覧ください。ここからが設計の経過になっております。先ほどありましたように、第一種住居地域というのは高度制限であれば15メートル以下ということですが、当初、設計に入りまして32,000㎡の床面積を用意しなければならぬというような中で、仮に15メートル以内で納めるという場合は、3階建

となります。これを、 $32,000\text{m}^2$ 割る3で $10,700\text{m}^2$ となります。大体どう  
いうスケールかと申しますと、正方形に戻しますと、 $129\text{メートル}\times 129\text{メートル}$   
の敷地に、 $104\text{メートル}\times 104\text{メートル}$ の建物を建てると周囲に $12.5\text{メートル}$   
の幅しか残らないというボリュームとなります。これを何とかしていかなければいけ  
ないということになりますと、3階は無理だということになります。ならば、 $31\text{メー$   
 $トル$ の緩和を適用していただいではどうかということになります。 $104\text{メートル}\times 10$   
 $4\text{メートル}$ の建物が6階に、仮に、なったとすると、 $104\text{メートル}\times 52\text{メートル}$ と  
いうボリュームとなります。そうすると、先ほどの図面でご説明させていただいた1階  
部分の大きさに匹敵します。1階部分の大きさがどんな大きさかといいますと、今回は  
1階部分にはエントランスホールがあったり、多目的ホールがあったりしますので、執  
務室が配置可能となってきますが、奥行き $52\text{m}$ のところを執務室を配置するというよ  
うなようになってきますと、非常に奥深いところまで出てきてしまうことになりま  
す。そういったことになると、問題があるというようなところがありまして、ならば、  
もうちょっと高さを上げて、上から見た建築面積を、この部分を抑えることで、なん  
とかならないかということを考えています。ちょうど、数字合わせではないのですが、 $8$   
 $0\text{メートル}\times 40\text{メートル}$ で $3,200\text{m}^2$ あります。 $3,200\text{m}^2$ であれば10階建て  
となります。 $40\text{メートル}\times 100\text{メートル}$ 、今回の建物 $\text{m}^2$ で、 $4,000\text{m}^2$ であれば  
8階建てとなります。このようなボリューム検討を持った中で、有識者の方のご意見を  
聞きましょうということで「(平塚市新庁舎基本設計) アドバイザー会議」というもの  
を行ってございます。東海大学と神奈川大学、交流の関係もございますので、建築計画、  
それから設備計画、構造計画、建築設計の四つの分野から先生にお越しいただきまし  
て、色々ご意見をいただいた形でございます。その中で、今言ったような非常に厳しいボ  
リュームのものを平塚市新庁舎基本計画アドバイザー会議にかけていったということ  
です。まず、一回目のアドバイザー会議におきましては、右手、5ページ右手の部分で

ありますが、「公園のような庁舎」をどういう風を実現していくか、具現化していくか、ということケーススタディしながら、コンセプト実現のために、今回のパッセージですとか、コミュニティラウンジですとか、平面計画に入れてきているのですが、そういった部分のアイデアを整理した方が良いのではというところで専門家の方々と協議してきました。今言ったように、単純に6階建て、3階建て、8階建て、10階建てというのはなかなか難しいということで、高層もあるけれども、低層との組合せ、これをもう少し発展させてはどうかというような、それも、平面計画あつてのブロックプランですねというアドバイスをいただいて、設計しております。このようなことで、次の6ページですが、大分現設計に近いのですが、こういった高層部と低層部を組み合わせた(案)中で、建替え計画というのが有るといような中で、建替え計画に考慮しながら検討いただいていたということでございます。その辺をまとめているのが7ページでございます。

7ページでは、A-1案、A-2案、B案について議論を行ったところです。まず、一つには都市計画スケールから考えると、全体のボリュームを出来るだけ押さえ一部高層として解決する方向がよい、低層については、3階15mの低層部をベースとして地上及び屋上の緑化を充実して、歩行空間にも開放していったらどうか、そのようなご助言をいただいております。そのようなことの中で、最後基本設計業務においては、アドバイザー会議の助言を参考に、各案のボリューム構成や配置計画の検討のほか、各案の平面計画や敷地の利用検討・低層部の屋上利用の検討を行って、総合的に判断した結果、市としてA-2案で進めさせてもらっているところでございます。

9ページをご覧いただきたいと思います。今、言ったことを整理した部分で、(資料の)右手、八幡山と文化公園とのつながり、この辺の緑のネットワークというのを、木を植えるというのだけではなく、パッセージから見える、外から見える、中から見える、そういったものを含めた中での、つながりというのを、または、歩行空間として充実さ

せることで緑のつながりをつくる、そういうようなことを考えております。そのようなことで進めさせていただいています。

それでは最後に、A3で一枚ものの資料をご覧ください。大門通り、駅前大通りからの見え方についてシミュレーションをさせていただいております。大門通りからの①番、パールロードから見たシミュレーションですと、ちょうど議場の角が見えるような状態です。これが七夕を行う通りまでできますと、だんだんと大きくなって、③番ですとだいぶはっきりとします。④番で、鳥居のところまで見ると見えないのですが、国道1号を渡らないで、(新庁舎を)見ると、上の方が少し見えます。同じように、今度は駅前大通り線を⑤番、⑥番、⑦番、(⑧番)ときます。⑤番も少し見えています。これは、8階建てで、低い方なのですが見えてしまいます。⑥番にいくと、議場の方と、8階建の両方が見えてしまう。⑦番ですと、それがもう少しはっきりと見えてくる。⑧番まで行くと見えなくなる。

そのような状況の中で、どんなことを考えているかということで、パワーポイントを見ていただいてご説明いたします。まず、周辺との調和とは、建物が大きすぎる印象を与えない工夫のデザインとなります。まず、水平ラインを強調し、立面が大きな壁面に見えないデザインということで、現在の庁舎が市民に親しまれたバルコニーのデザインがありますので、それを継承したデザインをしてございます。バルコニーの間のサッシは、透明ガラスを基本として、透明感のあるデザインにして、なるべく、水平ラインを損なわないようにしていくことで考えています。長辺部が100m近くありますので、途中分節したような形を取りたいということで、南側と北側の長手方向の立面の中央にコミュニティラウンジを設けまして、平面に合わせて手摺を分節しているということを考えております。また、先程のシミュレーションから景観上、見えてしまうスカイラインについてですが、なるべく8階のパラペット部分でまわしまして、建物としては8階というスカイラインを強調させていただいて、議場若しくは機械室で突出してしまう部

分、ここについては仕上げ材を変えつつ、帽子を被ったような、冠を被ったようなイメージにさせていただいています。この部分をモノトーンの色彩で考えています。こういったもので屋根のデザインを考えていきたいと思えます。そうすることによって、八幡山の森から顔を出してしまうのですけれども、なるべく空に溶け込むデザイン、そういったイメージで考えております。それから、大門通りからの景観なのですが、主に議場の部分が見えている、屋根の外観部分、ここを、緑に挟まれている、なるべく目立たない、そういった意味合いを感じさせていきたいと考えています。空に溶け込むような外観をデザインしていきます。今度は逆に、駅前大通り線からの外観、これはメインアクセスからの景観となりますので、先ほどのご説明したように高層部分としましては、8階の上には何も置かないという計画です。西側の方に全部集約させていくことで、少しでも圧迫感をなくそういうことです。周辺の緑の計画についてですが、八幡山公園から文化公園への緑豊かなということで、東から、又は西から見たところなのですが、1階の屋上、2階の屋上ということで、緑化、若しくは壁面の緑化、こういったものを想定しながら、緑を丘の上から、ポンと頭を出すというような、そんなイメージを実現していきたいと考えております。また、仕上げの関係になるのですが、「豊かな緑に調和する外装材」ということで、「モノトーン」と「アースカラー」の色彩を考えております。材料の素材をなるべく、緑豊かな環境と違和感をなくすように、外壁であればコンクリートの打ちっぱなしなど、金属もなるべく塗装を施すのではなくて材質、そのもの持つ色あい、そういったものを考えています。場合によってはテラコッタタイルで1m～1m50cmくらいある長尺のタイルをルーバー替わりにすることや、金属板葺きなど、材質のその質感でなるべく目立たないものを検討しているところです。長くなりましたが、説明は以上です。

(会長)

確認ですが、今年の一月に基本設計が終わり、現在実施設計中ということで良いでしょ

うか。スケジュールは、どのようになっていますか。

(庁舎建設室)

9月位を目途に実施設計が終わります。

(会長)

建設はいつですか。

(庁舎建設室)

建設は23年度に入りましたら、施工者の選定にはいります。概ね、選定に半年かかりますので、23年度の下半期から着工します。

(会長)

ということは、あまり、計画内容を動かさないということですね。

(庁舎建設室)

色見ですとか、材質や若干の形状の変更など、そういったものはまだまだ変更できません。大きなところでは、申し訳ないですが、動かしようがありません。

(会長)

という状況になります。景観審議会がもう少し前に開かれていたらと言うところですが、こういった状況だということで、何か質問や意見があればお願いします。

(委員)

最初に前提として、構想の考え方ですが、資料でいいますと、説明の後の方の、構想の1ページの右側ですが、一体的整備というのは、なるほど興味深いと思うのですが、ここに、市民サービスの向上とありますけれども、ワンストップサービスなどを想定されていると思うのですが、具体的にどういうことが想定されるのか。というのは、確かに税務署があって、市税の担当部署があって便利かなと思います。税務処理を行って、所得が確定すれば、それは行政間でやり取りして、市税の担当部局へ（情報が）行くので、窓口には市民あるいは法人の方が、順番に行かなければいけないということは、

現状でもないのではないかと気がするのですけれども。具体的に、ワンストップにすること、あるいは市民サービスの向上の目的について具体的にどういうことが考えられるのかお聞き出来ればと思います。当然、税目は別ですよ。固定資産税は市ですし、それは税務署とは関係ないということになりますので。

(庁舎建設室)

はい。税務署に関して言うのであれば、具体的に税務署へ行って、市役所に行くということはあまりないのですが、例えば、現在、市もやっているのですが、税金を納めるだけではなくて、医療費の控除であったり、年金の関係であったり、そういったことは市役所の窓口で行って、それを税務署へ送り込むということを現在やっています。そういった中で、いつも納税されている方はいいのですが、何かあったときには何でも市役所へ最初に行けば、何とかなるということがございます。その時に、それは国税なので税務署へ行ってください、県税ですから合同庁舎へ行ってくださいというのは、納税する側にしてみれば、非常に違和感を覚えるものだと思います。すぐ近くにあり、あちらですということになれば、市に来る方は非常に便利となります。税金を払う方の利便性というのは、どうなのかわかりませんが、そういった意味で和らぐことがあるということになります。同じようなことが、労働基準監督署と福祉とのからみがあると思います。例えば福祉は市役所の業務です。これは労働基準監督署の業務です。いや、ハローワークの仕事です。

東京都ですと、福祉の担当も一緒に窓口立ちますと言うような中でやっております。労働基準監督署とハローワークにつきましては、こちら側に既存の合同庁舎がありまして当初3官署で一体で考えてきたけれども、道一本隔てたところであれば問題ないので、国の方へはお願いしつつ、面で整備していきたいと考えています。

(委員)

わかりました。後段のハローワーク、労働基準監督署がなぜ一緒にはいかないのかと

ということについてもお聞きしようかなと思っていたところですが。場所は違うけれど、自然な場所に労働基準監督署とハローワークが庁舎と一緒にいるということですね。はい、とりあえずわかりました。

(委員)

もうひとつ、現実的には、建設費が両方合致する形になるので、軽減されるということですね。国としても、市としても。

(委員)

効率的な庁舎ということですね。

(委員)

それがないと、もう少し新庁舎のボリュームが下がるのだけでも。でも、珍しいですよ。国と市の一体的整備を千代田区役所もやりましたけども、異例ですか。

(国土交通省関東地方整備局)

それだけですね、一体的に目標をもって整備するという事例は初めてです。

四国に、坂出合同庁舎という、市の一部が入っている合同庁舎があるのですが、それはこのように市役所のメインの部分が入っているものではございませんので、今回の事例が市民サービスの向上といったことを目標にして行う、殆ど初めての事例となります。

(委員)

千代田区役所はやっていますが、あれが最初ではないですか。

(国土交通省関東地方整備局)

国と市の庁舎の一体的整備としては最初の事例としてそうですが、あれは PFI 事業となります。

(委員)

それは、少し違いますね。

(国土交通省関東地方整備局)

一般的な整備事業としては初めてです。

(委員)

はい。色々あるのですが、全体的な考え方とかボリュームの設計の仕方は、良いのではないかなと思います。いくつかお聞きしたいことがあって、まず第一は、よりボリュームの出ってくる議場を西側に持ってきた理由とは何でしょうか。こちらを見るとどちらでもいいような感じがするのですが。

(会長)

それについてまずどうでしょうか。

(庁舎建設室)

図面の方の1階、2階、3階、をご覧いただきたいと思います。図面番号のNO4、5、6です。そこで一期工事、二期工事の赤いラインのあるものですが。非常に階高のあるものをなぜ、一番高いところに持ってきたのかというところですが。

(会長)

いえ、そうではなくて、委員の質問が一番上は良いのですが、なぜ東側にこなかったのということです。

(庁舎建設室)

それは、見え方が一番、東に持っていくとより多く見えてしまうということです。駅前大通り線からの見え方が、より多く見えてしまうということがありますので、ならば、西側ということになります。八幡山の緑がもうちょっとあればなということはあるのですが。これについてはA3版のシミュレーションをご覧いただければわかりやすいと思います。

(委員)

要するに、景観に対する配慮がこちらの方が大きいと判断されたということですか。

(庁舎建設室)

そういうことです。

(委員)

わかりました。

(委員)

でも、思うのは東側より西側の方がより良いかもしれないけれど。今、南側に議事堂が有ります。北側にやって、こちらをなるべく低くする。つまり、機械室と議場をひっくり返して配置する。機械室側の高さをあんなに上げなくていいわけでしょう。なるべく、とにかく低くすると言う意味だったら、それ位のことはできないのかなと思います。

(庁舎建設室)

機械室の方も、結局屋外機を、機械室の上に載せていますので、どちらがきても。

(委員)

多少は出るけど、もう少しでも低く、ちょっとでも低くはできないのでしょうか。

(庁舎建設室)

全体的な、平面計画の概要になってしまう部分があるのですが、図面の NO. 11をご覧ください。中央の部分に、コミュニティラウンジとリフレッシュコーナーが有るのですが、コミュニティラウンジは、開かれた議会の象徴でもあるのでこれが交互にきている関係もあって、議場を南側に配置することで、議場に入るところ、傍聴に入る方に解放感のある開かれたところとして、議場を南側に配置させたということです。

また、電気室を、高さのことを考えると、南側ということもありうるのでしょうけれども、議場も日が差さないのですが、南側というのは配置的に良い位置ですので、電気室を一番いいところに持っていくというのは、発想としては出なかったということで、議場は南側に配置させていただいています。

(委員)

ちょっと色々と質問があるので、継ぎ足して行っていいでしょうか。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

駅前通りの交差点の、今ある歩道橋がありますね。歩道橋がなくなって、地上レベルの信号交差点になるという理解でよろしいでしょうか。

(会長)

それでよいでしょうか。

(庁舎建設室)

いまのところ、そういう予定で県警協議を行っています。

(委員)

それともうひとつ、歩道橋をなくして信号交差点にする方向にしたいという意思をお持ちだということでしょうか。

(庁舎建設室)

そういうことです。

(委員)

それから、一般食堂というのは一般市民の方も自由に使える、そういうものでしょうか。

(庁舎建設室)

そうです。

(委員)

わかりました。わたくしの意見を申し上げますと、さっきのようにボリュームの全体的な配置は、この方向で良いじゃないかなと思います。問題は、景観といった点でボリュームの他に、グラウンドレベルの表情とか活動といったことが、やはり景観の要素とな

りますので、ひとつ非常に危機感のある、図面の4ページの右角ですね。本当はここに食堂があるといいのでしょうけれど、プラン計画上いじれないのでこれを前提といたしますが。最も都市に対して、パブリシティが高い、一番都市に近いところに高齢福祉課と障害福祉課を束ねる部長室があるというのは非常に気になります。実はここは最も、この建物の中で、グランドレベルでの都市景観に貢献するところです。一方で、南北に3つ通路があって、敷地の南北に抜けているわけですが、市民の方の待合というのはあまり外の風景が見えない中の方である。ここら辺の部分プランニングでもうちょっと市民が待つところを、外に近いところ、見えるところ、外からも見えるところという、工夫をしていただけないかなというのが第一の感想です。また、図面上の左側に行きますと、キッズスペースというのが風除室の横に押し込められていて、一番いい角を部長室が陣取っているのですが、こういう所こそ、やはり、子どもを預けるとか、お母さんが子どもを見るとか、というのが本当の意味で開かれた、且つ、景観に対して寄与できる建物のあり方かなという気がします。これは、私の個人的意見ですので、今後の詳細設計の中で参考にしていただければと思います。それから、もう一つ景観的に気になるのは、模型でも図面でもそうなのですが、八幡神社の方に対する正面性とか緑の連続を非常に気にしてらっしゃるといのはわかるのですが、この設計資料の9ページの右上を見ますと、庁舎によって八幡山公園と文化公園をつなぐ、緑の形成施設となるというコンセプトからしますと、それを除く三周部分の緑がちょっと弱いのではないかなという気がしました。つまり、具体的にいきますと、駐車場のレイアウトもあまり内部の機能と連動している感じが見えないところが気になるのですが。もうちょっと、いかにも裏手のようになってしまっている駐車場側の緑を分厚く出来ないかということの詳細設計に向けて検討していただいたほうが良いかなと思います。それから、中学校側ですね。それから大通りの景観を、特に、こちらの駐車場は下がパーキングで、人口地盤なので技術的な工夫はいるかもしれませんが、ぜひ検討いただきたいなというの

がわたくしの感想です。

(会長)

重要な視点です。外部の緑の視点は。はい、どうぞ。

(委員)

色々のご検討されて、最終的にこのボリュームの低層と高層を持つ案というのに落ち着いたというご説明は、しっかりと、今日、伺わせていただいて、ある程度納得がいくものと思いましたが、やはりこのシミュレーションをしっかりとされたように、これをどう考えるかということだと思います。特に大門通りというのに、先ほどの最初のご説明でもこれから大変重要な場所と位置付けて、活性化していこうとか、そういうことを考えられている中で、そこの正面に、神社の奥に見えてくる、この庁舎のてっぺんが見えてくるわけですね。尚且つ、出来ちゃったわねといってみると、そこの一番高いところは議会であると。これが良い計画なのかなという、先ほど委員からは、電気室を交換したらどうかと、私はそれも一つだとは思いますが。もう一つの考え方としては、良い場所を、例えば市民がそこに行ってみたらそこは食堂だったりして、自分たちが共有できればそのことに対して、見えているところはあそこからも見える場所だということでも、納得と言うのが出来るのではないかなという気がします。もちろん一番良い場所である、そこを誰がどう使うのかというのは検討の余地があるのではと思います。ボリュームを抑えられて、この森に鳥居があり、というその景観に隠れるのが一番いいですが。それはどうも今のご説明を聞いているとかなり難しい部分が有るのであれば、外から見える部分に一体何を持ってくるのか、というのを検討出来ないのかなという風に考えました。

(会長)

ご意見として、何かありませんか。

(庁舎建設室)

色々な考え方が有るのですが、先生が言われていることも検討させていただいた中で、やはり、市民のみなさんの利便性という中で、これを言うと、議会から怒られてしまうのですが、議場というのは、平塚市の場合は年4回開催され、そういう利用がされます。議会も開かれたということに対し、2階、3階の低層部にいきたいと、いう意見もあり、議会側でもそんな話があり。そのような中で、市民のみなさんが一番利用する部分を低層に配置させてくださいという中で、議会でもご理解いただいて、尚且つ、議会の部分は建設に向けて、最初に仮設で対応していただく、2年間仮設で対応していただくということで、そこまで議会も、新しい庁舎を建てるにあたって協力を示していただいている中で、4年も仮設で対応していただくことになります。選挙を行って、1回も本庁舎に入れないということになってもまずい。そんなことも考えると、1期工事の中で、どこに納まるかということをお話しさせてもらいながら、最上階が一番いいのではないかといいの中で進めさせていただいてきました。景観上、専門家の先生から見える部分を市民の開放という意見もずっとあり、承知している中で、全体を総合的に判断させていただいてまとめてきました。

(委員)

ご説明はわかった部分はあるのですが、仮説に4年間で有れば今度は本庁舎に入れるように、次の選挙で頑張るというモチベーションになるのではないかという気がしますので。それは、あまりどうだろうかと思いますが、大変ですが、確かに二通り、市民の利用しやすい低層部分にあるということのも、確かに利便性の部分では考えられる点ではあるのですが、やはり大変、景観上、この森の上に見えてしまうということはどう考えるのか、というのは判断すべき重要な部分ではないかなという気がします。

(委員)

良いでしょうか。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

今、年4回の議会とおっしゃっていたのですが、残りの期間というのは、議場はどうなっているのでしょうか。遊んでいるのでしょうか。

(委員)

使われることはないのでしょうか。

(委員)

市民が自由に使える議場というのはないのでしょうか。

(委員)

ないことないとは思いますが。議員さんがOKしてくれれば。本当は、そういうことをやるべきですよ。

(委員)

ここで、議会期間ではない時に、コンサートを行ったり、子どもたちが何か使ったりしたり、本当は良いわけですよ。市民の財産なのだから、そういう開放の仕方、開き方というものもあるかも知れません。

(委員)

そうですね。

(事務局)

それは、子ども青少年議会とか、コンサートとか、では使っています。頻繁に使っているような状態ではないです。言われたように今後の使い方の問題ですから、検討の余地はあるかと思えます。

(庁舎建設室)

新庁舎としましては、議場自体は固定のテーブルですし、それを踏まえての利用というのはあります。委員会室というのは通常の会議室を大きくしたようなものであります

ので、それは議会との話の中で積極的に開放していきましょと、新庁舎では検討しているところです。

(会長)

われわれが会議にいて、そういう開放されたところが見えるという、そういう風に出来ればいいですね。そもそもですが、仮設で、全体で配置がもっと前へむけば良いのですが。この中で動かすから、この計画しかないわけですよ。それはもう全然だめなのでしょうか。

議場は仮設で対応できるのに、執務室は物理的に無理なのでしょうか。

(庁舎建設室)

説明が長くなり、肝心なところが抜けたのですが、これだけのボリュームで、仮に6階建ての31メートルで設計を行ったとしても、建てられる逆日影の線というのは、相当、南側になります。検討の中で、1階部分の平屋の部分がございます。市民課とかのある現配置のものをどこかにやって、そちらから建てることはできないかというシミュレーションをやってございますが、出来上がった建物が1期目のときに設備的に機能しなければいけないということを考えると、どうしても必要以上に設備の整備が必要になります。簡単に言うと、3期にわかれていれば3期ごとに機械設備を全部対応させなければ、建物として成り立たない、ということになってしまいます。そういう意味では、どうしても南側の部分を有効に使うということしかありませんでした。

(委員)

例えば低層部を、駐車場がこちら側出ていますが、低層部がもう少しこちら側にきて、駐車場が地下に入って、そうするともう1層くらい下がって、向こう側から見たときに大丈夫という案は出てきてないのでしょうか。駐車場がなぜそこに。

(庁舎建設室)

平面計画のとらまえ方なのですが、市民の方が頻繁に来られる市役所の執務室として、

無窓室、窓も何もないような執務室はなかなか考えづらい。奥行きが出てきますから、現在も一階の部分というのは、50メートルくらいあるのですが。実質、センターのコアから北しか使っておりませんので、奥行きとしては、そんなに使っていないです。そういう事情をとらまえて、ボリューム的にはそういう配置はいくらでもできるのですが、実際の平面計画が追いついていかないというところが、検討のところでもありました。

(委員)

先程、委員もちょっと言われたところですが、シミュレーションですが、南側からの景観についてはいろいろと考えておられるようですが、北・西・東側からの景観というのはシミュレーションを今後行うことになっているのでしょうか。むしろ、そちらの方が、低層の建築物の中に非常に大きな存在として映ってくるのですけども。

(庁舎建設室)

見え方としては、当然のところ、やっけて行かなくてはいけない所なのですが、東西につきましては、屋上緑化と壁面緑化、維持管理の良さを含めて、東西からみた壁面の緑の丘のイメージをまず出していくというような形で対応しています。北側については、先ほど植樹が足りないのではないかというお話があったのですが、実は北側についても歩道と公開空地を利用しながら、高木を植栽すること、あと、西側も道路部分の歩道と敷地内公開空地の中で、植樹を二列に表して行きたいと考えています。

(委員)

では、模型と違うのですか。ここにもう一列入ってくるのですか。

(庁舎建設室)

道路になる部分と、敷地内の中です。

(委員)

敷地の中だけあるということでしょうか。

(庁舎建設室)

そうです。決め切れてない中で行っていますので、今後実施設計の中で行っていくと  
考えております。正直、そののところまで検討が出来ていない状況であります。

(委員)

確認ですが、シミュレーションはやるということですか。今日は、たまたま、南側か  
らの景観というテーマで資料を出したけれども、北、西、東からのシミュレーションに  
ついてはやりませんということでしょうか。これは、都市のシンボル軸の中央に位置する  
から、南側だけでなく北側からの景観も重要ではないかなと、思うのですけれど。重点  
区域の中央部に位置しておりますので。

(庁舎建設室)

説明書の10ページをご覧ください。左手のところから、同じ模型ですけれども、北  
側からのイメージになるのですが、見え方のシミュレーションとしては考えていないの  
ですけれども、外構計画を含めて、計画の検討は実施設計の中で考えています。

(委員)

大半は南から、アプローチするから多いだろうということでしょうか。

(委員)

来客者に対する、印象ということですか、市民にとってはむしろ、三方の方から、役  
所を眺める、庁舎を眺めることの方が日常的に多いのではないかと思うのですが。

(庁舎建設室)

北側や東側というのは、3階の屋上、2階の屋上というように、段上できちんと確保  
できています。各フロアに、各屋上に緑化もしますので、その辺の見え方というのは、  
いくらでも計画できるということが有りますので、そういった外構計画で対応してい  
きたいと考えています。それに対して南側は、高層部が長いので、せり出したような状  
況なので建物自体で何とかしていかなければいけないということもありまして、南側の  
シミュレーションを行っています。

(会長)

他にありませんでしょうか。

(委員)

念のため、市民の方がどちらから来るかということと関係するのですけれども、多くの市民は、やはり、車で来たり、自転車で来たりバイクで来たりします。ですから、表をいくら良い顔しても、実際市民は裏から入ってきます。肝心なのは、実はバックシャーンであるので、気になります。外構にもっと緑をと申し上げているわけです。やはり、自転車で来た方とか、車で来た方が、ああ、気持ちいいな、という風に来ていただいたほうが良いのではないのでしょうか。職員の方もあまり文句を言われなくて済むわけだから、駐車場のもっと緑を、単に列で植えるだけではなくて気持ち良い駐車場を作る努力は、今回のことは関係なくできるわけですから、是非やっていただきたいなと思います。切なる希望です。

(会長)

駐車場、自転車置き場を1台、2台減らしても、良いのではないかということですね。

(委員)

ええ、そうです。

(委員)

この北側の新庁舎はどうなるのですか？これは、市役所の別館みたいなものでしょう。こういうところの改善策というのは、折角一つになるのですから、たこ足のようなのは無くなって、どれだけ改善されたのかということも、市民には説明できれば、大きいわけです。

(庁舎建設室)

新庁舎のボリュームを下げるという努力は、しておりまして、その一つは、公用車の駐車場、書庫といったものを、なるべく新館に配置するということを考えています。

(委員)

新館は残して、公用車の駐車場や書庫を持っていくということでしょうか。

(庁舎建設室)

できれば、新館を壊すところは壊して駐車場を建てて、公用車を入れる。こちらのボリュームをさげるということは、やらせていただいています。

(会長)

色々と工夫をした結果だということですね。

(庁舎建設室)

はい。

(委員)

よろしいでしょうか。許認可的なことでありますが、法律上のことです。31メートルの高度地区の制限があるかと思いますが、その資料ですと設計説明書の5ページになります。この左側の方にありますが、15メートル以下で検討した。結局、31メートルを超えると、ということなのですが、高度地区の制限の緩和基準というのは、具体的にはどういう基準に該当するというのが考えられるのですか。

(事務局)

先程、パンフレットの方で、③番の適用除外というところがありますが、公益上必要な建物等で市長が認めたもので建築を行う場合とありまして、その市長が認めた場合というのがどういう場合かと申し上げますと、建築審査会の意見を聞いたうえでという事でございます。

(会長)

建築審査会の意見ということですね。

(事務局)

はい、そちらのほうで審査をしていただくことになります。

(委員)

市長が認めるというのはどういう基準で認めるのですか。やりたいからやるというわけにはいかないと思うのです。何らかの理由が必要だと思うのですが。市長が認めるという時の根拠と言いますか、何か審査指針というのはありましたでしょうか。

(建築指導課)

高度地区の緩和につきましては、今回の場合は、公益上に必要な建築物、及び用途上やむを得ないものということで、市長が建築審査会に意見を聞いて認めたもの、認定基準はですね、総合設計制度の趣旨をある程度取り入れたものを用意してございます。いくつかメニューがございしますが、今回の場合でいいますと、全面道路の幅員がある程度必要だということ、空地率の最低限度、あるいは公開空地率の最低限度、などを定めておりまして、かつ日影を、基準法の規制よりもワンランク厳しくするというものを一般的なメニューとして用意してございます。ただ、公益上必要なものということですので、公表しておりますそれらの認定基準プラスアルファということで、それを守ったら良いという話ではなくて、事前に何回か庁舎建設室とはやり取りを行っておりますが、もう少し、先程の緑を多くするといった協議は続けております。

(委員)

建築審査会の議を経るというのは、これからの手続きということですね。

(事務局)

はい。

(委員)

非常に重要な、重点地区で他の民間建物にはすごく厳しい制限をかけていながら、市が建てるときは建てて、尚且つ、それが景観上、出してしまう（建築物の高さが制限を超える）というのは、言う人が言うと、それはマスコミのネタになっているというか、結局はあるということかもしれませんね。それを（高さの制限を超えない努力）ど

れくらい努力したといえるのか、その辺りは、先程言ったように、色々な可能性の中で、色々と考えたということが言えないと、非常に不満を持つ方はいらっしゃるでしょう。

(庁舎建設室)

色々なことを検討しながら、ずっと行っています。パブリックコメントをかけた時には、40メートルを超えて42メートルでした。

(委員)

それから、少し高さを削ったわけですね。

(庁舎建設室)

はい。最大限削っています。これからも、これで決定というわけではないのでしょうけれども、数十センチの話ではございますけれども、まだまだギリギリやる部分は残っております。パラペットが本当に60センチメートル必要かなど、実施設計の中で詰められる部分がございますので、そういった部分は、5メートルというのは考えられないですけれども、最大限詰めていきたい。階高も、説明の中で省かさせていただいたのですけれども、当初4.4メートルのところ、この建物を100年使っていこうというところで、設備関係は100年持ちませんので、30年使っていく、そういったことができる最低限の高さということで、4.2メートルとしています。そういうことを検討して行って、最終的な現在の高さになったということになります。

(委員)

その努力で、どれくらい削ったという、きちんとした形で、どういう努力でどれくらい下がったことにつながったということで、先程おっしゃったように倉庫を置かなくなることによって、どれくらいどうなったとか、理論を上げて、その全体像が分かるようにしておいた方が良いのではないのでしょうか。そういった話題は、そもそも見えないように高さを設定して、それから努力をして、それをベンチマークにしてやるべきだったという話を言われたら、なかなか、答えようがないですね。

(会長)

色の話があるのですけれども、何かありますか？

(委員)

外観に関しては、ある程度素材も決まっていますし、特に申し上げることはないんですけれども、中に関して、先程、高齢者、福祉の関係がここにあるのは、バスで来た高齢者などが動線の短く済むようにここに持ってきたということなのかなと、その周りに介護保険課とかあるのでコンパクトに、高齢者の用事が済むようにしたのかなとは思ったのですが、車で来た人たちが多いのかなと思った時に、サイン計画をすごくうまく活用していただかないと、非常に広いスペースの端から端までを移動するという、高齢者にとって非常に疲れることになってしまわないかなという気がしています。特に役所のサインはそっけないのが多いのですけれども、そういうところで上手く使ったわかりやすい誘導というのを、いろんなところでやられていると思うので、病院とかすごくわかりやすいサイン計画を導入しているところが最近増えているので、是非そういったところを取り入れていただきたいなと思いました。

(委員)

いかがでしょうか。

(委員)

立面図を出してもらっていいでしょうか。この真中がちょうど入隅になっているんだけれども。ここの部分は入隅ですよね。ここの手摺はどのようなふうになっているのですか。ここは入隅ですよね。

(事務局)

はい

(委員)

入隅のような感じで計画して、つまり、この建物のわりと繊細なところですよ。和

風の、欄干みたいな感じのデザインです。結構、見所だと思うのだけれども、あれは、まっすぐ通さないでデザインするのでしょうか。まっすぐ通すのですよね。立面図は入隅のところをまっすぐ通っているように見えるのですけれども。

(庁舎建設室)

図面でいきますと、図面ナンバー9の6階平面図を御覧ください。このコミュニティラウンジの部分は手摺がまわります。

(委員)

手摺はこの壁面にそってまわっているのでしょうか。

(庁舎建設室)

いいえ、まわっていません。まっすぐいって。この上と下は切れています。コミュニティラウンジのところは切れていなくて、つながっていて、上と下の反対側のリフレッシュコーナーのところの手摺が切れてしまっています。意識的に全部つなげてしまうと、存在感というのが出てしまうので、わざわざ入隅をつくっています。

(委員)

手摺はそれにそっていかない。まっすぐいくのですか。

(庁舎建設室)

ここは床があります。

(委員)

図面に描いてありませんが。

(庁舎建設室)

スラブが出てくるのです。図面の18ページをご覧ください。検討段階なのですが、設計者側からの提案で、そこにスラブがあるので管理上やりやすい中で、そこには、緑が入れられないとか、そのようなことも検討をしています。確定してないもので、描いていないとやらないというものではなくて、今後、色々と検討して、やれるも

のは色々と取り入れて行こうというスタンスの中で、そこは今、緑を少し配置できないかと検討しているところです。

(委員)

空中緑は変な感じがしますね。むしろ、ちゃんとへこんでいた方が、手摺がそういうふうに回っていた方が、手摺の魅力を感じます。

(建築住宅課)

そこは下がっているところは下げ、つなげるところはつなげるけれども、中間の入っているところは、引っこんでいるものにはそういったイメージを持った方がいいよということですか。

(委員)

絶対、離れた方がいいと思うのだけれども。

(建築住宅課)

つながっているところは仕方がないけれども、できるところは、検討させていただきます。

(会長)

どうでしょうか。そんなところで良いでしょうか。

(委員)

では、最後に。今回の意見をもとめられている根拠なのですけれども、これは景観法に基づき、適合審査みたいなことを今後やるのかどうか、やらないんだけれども、この審議会がもっている景観の形成に関する重要事項の調査審議、あるいは景観の形成に関する事項について市長に意見を述べる、この一般的規定に基づいて今回は意見を求められているのでしょうか。景観法とは直接関係はないのでしょうか。

(事務局)

はい。景観法ではなくて、平塚市景観条例の29条の第一項第二号です。

(委員)

市長に意見を述べるということでしょうか。

(委員)

答申書を作らないということです。諮問されているわけではないということです。

(事務局)

色々な意見を今日、頂きました。

(委員)

景観法の手続きは、適応除外となるのでしょうか。それとも、また、手続きをとるといふことでしょうか。

(事務局)

手続きは行います。協議をします。

(委員)

その時は、われわれの意見は聞かれないということでしょうか。必要に応じて意見を聞くということになっておりますが。

(事務局)

色彩については、色彩アドバイザーなど、景観アドバイザーで対応します。前段として、今日のご意見を踏まえて、協議をするということで協議させていただきます。今回のご意見というのは、そういったご意見を頂いたものを実施設計の中にできるだけ入れていきたいということです。まとまってからというのはなかなか難しいので。という意味合いでご意見を反映していきたいということです。

(委員)

ということは、法律に基づく手続きの際には我々の意見は聞かれない、聞かない予定であることでしょうか。必要に応じて意見を聞くとなっておりますが。

(事務局)

必要に応じてということで、今日の意見である程度、反映できるものは反映できれば、特に次回というのは今のところ予定しておりません。

(委員)

その辺はきちんと、今後どういうものを聞くことにするのかしといた方が良いでしょう。私の感じでは、ルールを決めて、それを飛び抜けるわけだからかなり大きな変更なわけです。景観計画の。それに関して、景観審議会は何も、ある種インフォーマルなディスカッション、議事録には残るわけですが、きちんとした形で最終的な図面を見ないで、描かせるというのは、あまり、望ましくはないかなという気はします。ほかに、民間の建物、かなりの規模のもの、基準を超えるようなものがあつたら、景観審議会にかけないと変だとは思いますが。市役所だったらいいのか？というような話になるから、今日の意見を受けて最終的な図面はどうするのかというのを、行った方が良いでしょうかなと思います。やはり、市民の方が、なんとか不満に思うような、かなりのボリュームのものが出てきたら、何らかの形で議論ができるようにした方が良いでしょうかなと思います。そうしないと、実質的に、何も景観審議会にかけないものがないです。市役所でこれだけのボリュームを、フリーパスだとすると、審議会にかけると具体的な案件に関して、あまりないことになります。そうすると、本当に重要地区を決めたりするだけということになると、本当に実質的なチェックはかからないわけです。小規模なものは景観アドバイザーにお願いして良いと思うのだけれども、ある程度、大きくてルール越えるようなものに対しては、必要だと思います。そうしないと、なんのための、なんのために呼ばれたのか、委員の質問はおそらくそういう趣旨だと思います。

(委員)

市民の方からみると、景観審議会というのができたのだから、その審議会にその計画は出て、特に個別の意見はあつたけれども、審議会としては特段修正しろとか、どうしろという意見はなくて通っちゃったのだねと、審議会の人たちは何をやっているんだ

ろうとか、という当然の批判になってきますので。やはり、かけられるということは、我々は、それなりの責任を伴うと思います。もし可能であれば、意見のとりまとめというのをされた方が、委員の中ではお互いの意見には反対ということはなかったのも、少し重く受け止めてもらった方が、個々の意見というよりも、委員全体で懸念が相当強かったという風に受け止めていただきたいということが一点と、先程の説明で、かなり手続きが進んでいるからというのは理由にならないと思います。それは行政の仕事の仕方として、必要な時に、意見を求める必要があるのも、それが、遅れたということ、意見を言う方が遠慮するのではなくて、意見を言う方は積極的に言うべきことを言うというのが、本来です。もし、必要があれば、もう少し早くタイミングを見て意見をもらうということが本来必要で、且つ、この条例は一年前から施行されているので、4月に実は審議会を作ることも、設置することも可能だったと思います。それをあれこれ言うわけではないのですが、過去こうだったから、しょうがないねという風な流れで審議するというのは、本来の役割が出せないじゃないのかなということは申し上げておきます。

(委員)

私も、なぜこれが三月にふさわしいのか、本来ならば、ここで景観計画を最終的なオーソライズするような性格のもので、景観計画本来の性格的なものではないかと思えます。それが、手順的に、こういう風になっているというのは、これはあんまり望ましくないです。それは条例の中にちゃんと組み込まれているものだから、きちんと機能がされるようにしていくべきじゃないかと思えます。我々としても、委員のおっしゃったように、それぞれの委員はそういう意味で言うと、何をやってるのだというように見られますから、もう少しきちんと使って頂いて、議論していただくというようにしてください。

(委員)

高さの適用除外というのを、認めるとすれば基本的にこれは市民のものだからという

ことしかないと思います。市民が自由に使える建物だと、その理念が実際の空間とか間取りとかデザインに表れていないと、駄目だと思います。その感じが、プランの中には出てないかなというのが率直なところですよ。特に、先程屋上の緑化の話があったので気になるのですが、二階のレストランがありますよね、ああいうところも形式的に数値だけ満たすだけで緑化されてしまうと、全然テラスとして使えないですし、まちから来た方が、レストランに行くためにこんな風に行かなければならないんだというようなプランになっています。それから、大通り側も、もし歩道橋がなくなった場合の街角の広場のデザインとか、そういうことをきちんと考えた上で、これは市民の為の市役所なのですという実際の空間・形ができれば、ほかの民間の建物が出てきた時にこれは民間の建物と違いますよと、明快に言えます。そういう質の設計にしていく努力をぜひ怠らないでいただきたい。

(委員)

ここで、歩道橋がなくなるのはすごくいいわけですが、もっと言えば、もう少し、歩道橋とか、八幡神社のここがまっすぐいけないとか、アクセスに大きな課題があるわけですよ。それへの努力を進めていくという中でこういうのがありますというのが、市民にわかる形で。それらの課題として、これはやったけど何が残っていて、それはどういうことが今後クリアしなければならないのかというのを明記していく、次に進めていく課題をきちんとしていくことが大事だと思います。そうしないと、ここはここで終って、今回のことを考えると、いろんな問題が残っているという感じがあります。それではよろしいでしょうか。色々と意見がでましたが、まとめません。これは議事録を明らかにします。それを見せていただいて、色々と努力はされているのはわかりましたが、まだ、今一步努力する余地があるのではないかと思います。それはプラン的にも、周辺の外構も、トップの方の8階、9階の配置だとか、アクセスだとか、いずれもそうだとことです。そこのところをもう一回、努力していただいて、尚且つ、そ

の努力がきちんとわかる形で、表に表記されて、市民に分かる形で、努力と市民のみんなのものだという実感で高度地区の例外を認めてもらえるような形にするというのが大事です。是非、そういう風にしてください。ということによろしいでしょうか。今日はずいぶん伸びましたけれど、重要なことが議論されました。それでは、このあとは何かありますか。特にないですね。それでは、最終的には議事録を確認していただいて、皆さんのご発言を市長に対する審議会としての意見だということにします。よろしいでしょうか。それではこれもちまして本日の議事を終了いたします。第1回目の平塚市景観審議会を終了したいと思います。

【審議会閉会 午後5時45分】